## 平成十二年政令第三百二十六号

係法律の整備に関する法律(平成十一年法律第百四号)及び関係法律の規定に基づき、この政令を内閣は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)、独立行政法人通則法の施行に伴う関 制定する。 独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

目

第二章 第一章 関係政令の整備(第一条―第三十二条 経過措置 (第三十三条—第四 十四

第二章 経過措置

(中央労働委員会の委員の任命手続に関する経過措置)

補者の推薦を求めるときは、その旨及び推薦に係る手続その他必要な事項を官報で公告するもの いて「整備法」という。)附則第二条第三項の規定により使用者委員及び労働者委員の候 内閣総理大臣は、 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 次

合する旨の中央労働委員会の証明書を添えなければならない 該労働組合が労働組合法 労働組合は、整備法附則第二条第三項の規定により労働者委員の候補者を推薦するときは、 (昭和二十四年法律第百七十四号)第二条及び第五条第二項の規定に適 当

(職員の引継ぎに係る政令で定める部局又は機関)

掲げる部局又は機関とする。 別表第一の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める部局又は機関は、 同表の下欄に

(各独立行政法人の成立の時において承継される権利及び義務等)

げる権利及び義務とする。 別表第二の表一の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、 次に

- 関する権利及び義務 るもの(財務省の醸造研究所の所属に属する土地等にあっては、財務大臣が指定するもの)に において「土地等」という。)のうち同表の第三欄に掲げる大臣が財務大臣に協議して指定す 別表第二の表一の第二欄に掲げる部局又は機関の所属に属する土地、建物、工作物、船舶及 航空機(その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。以下この条及び次条 3
- は機関に使用されている物品に関する権利及び義務 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の第二欄に掲げる部局又
- 別表第二の表二の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権前二号に掲げるもの以外のものであって、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち
- は機関に使用されている物品に関する権利及び義務 別表第二の表二の第二欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の第三欄に掲げる部局又

利及び義務とする。

- 別表第二の表三の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権うち前号に掲げるもの以外のものであって、同表の第四欄に掲げる大臣が指定するもの 別表第二の表二の第二欄に掲げる独立行政法人の業務に関し現に国が有する権利及び義務の
- 掲げる大臣が財務大臣に協議して指定するものに関する権利及び義務別表第二の表三の第二欄に掲げる部局又は機関の所属に属する土地等のうち同表の第三欄に

利及び義務とする。

- 別表第二の表三の第四欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の第二欄に掲げる部局又
- 前二号に掲げるもの以外のものであって、 は機関に使用されている物品のうち同表の第三欄に掲げる大臣が指定するものに関する権利及 別表第二の表三の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち 同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

- 4 別表第二の表四の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、 次に掲げる権利
- 関に使用されている物品のうち経済産業大臣が指定するものに関する権利及び義務 別表第二の表四の中欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の下欄に掲げる部局又は機
- 号に掲げるもの以外のものであって、経済産業大臣が指定するもの 別表第二の表四の中欄に掲げる独立行政法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち前
- 利及び義務とする。 法」という。)附則第七条第一項第四号に規定する政令で定める権利及び義務は、 貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二号。以下「貿易保険法一部改 次に掲げる権保険法一部改正

5

- 済産業局、中部経済産業局及び近畿経済産業局に使用されている物品のうち経済産業大臣が指独立行政法人日本貿易保険の成立の際現に経済産業省の貿易経済協力局貿易保険課、関東経 定するものに関する権利及び義務
- 項第一号において「旧貿易保険法」という。)による保険事業に関し国が有する権利及び義務| 貿易保険法 | 部改正法による改正前の貿易保険法 (昭和二十五年法律第六十七号。次条第四 のうち前号に掲げるもの以外のものであって、経済産業大臣が指定するもの

(権利及び義務の承継の際出資があったものとされる財産)

第三十六条 別表第二の表一の第五欄に掲げる規定に規定する政令で定める財産は、 のとする。 次に掲げるも

- 前条第一項第一号の規定により指定された土地
- 掲げる大臣が指定するもの 前条第一項第三号の規定により指定された権利に係る財産のうち別表第二の 表一の 第= 欄に
- 2 定により指定された権利に係る財産のうち文部科学大臣が指定するものとする。 政令で定める財産は、独立行政法人国立国語研究所が承継するものとして前条第 独立行政法人国立国語研究所法(平成十一年法律第百七十一号) 附則第五条第二項に規定する 一項第二号の規
- 別表第二の表三の第五欄に掲げる規定に規定する政令で定める財産は、 次に掲げるものとす
- 前条第三項第一号の規定により指定された土地等
- 掲げる大臣が指定するもの 前条第三項第三号の規定により指定された権利に係る財産のうち別表第二の表三の 第三 一欄に
- 4 貿易保険法一部改正法附則第七条第二項に規定する政令で定める財産は、 次に掲げるものとす
- 六条及び第五十一条の規定に基づき納付を受ける権利に係る財産 十二条、第十八条、第二十二条、第二十七条、第三十二条、第三十七条、 貿易保険法一部改正法附則第七条第一項の規定により承継される権利のうち旧貿易保険法第 第四十二条、 第四十
- 利に係る財産のうち経済産業大臣が指定するもの 前号に掲げるもの以外の貿易保険法一部改正法附則第七条第一項の規定により承継される権

(出資があったものとされる財産等に係る評価委員の任命)

- 第三十七条 別表第三の第一欄に掲げる規定に規定する評価委員は、 つき同表の第二欄に掲げる大臣が任命する。 必要の都度、 次に掲げる者に
- 別表第三の第三欄に掲げる行政機関の職員
- 財務省の職員
- 当該独立行政法人に係る独立行政法人通則法(以下「通則法」という。) 第十五条第一項の設一 別表第三の第四欄に掲げる独立行政法人の役員(当該独立行政法人が成立するまでの間は、
- 兀 学識経験のある者

(出資があったものとされる財産等の評価の方法)

の一致によるものとする。 第三十八条 別表第三の第一欄に掲げる規定による評価は、当該規定に規定する評価委員の過半数

事項は、同表の第五欄に掲げる省令で定める。 第三十九条 前二条に定めるもののほか、別表第三の第一欄に掲げる規定による評価に関し必要な

(独立行政法人北海道開発土木研究所の成立時に出資があったものとされる財産に係る評価)事項は、同表の第五欄に掲げる省令で定める。

第四十条 独立行政法人北海道開発土木研究所法(平成十一年法律第二百十一号)附則第五条第三

項に規定する評価委員は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する。

- 財務省の職員 一人
- 国土交通省の職員 一人
- 農林水産省の職員 一人
- までの間は、独立行政法人北海道開発土木研究所に係る通則法第十五条第一項の設立委員)四 独立行政法人北海道開発土木研究所の役員(独立行政法人北海道開発土木研究所が成立する四
- 学識経験のある者 一人

(追加して出資する財産)

- 交通省令」と読み替えるものとする。のいて準用する。この場合において、前条中「同表の第五欄に掲げる省令」とあるのは、「国土のいて準用する。この場合において、前条中「同表の第五欄に掲げる省令」とあるのは、「国土 前二条の規定は、独立行政法人北海道開発土木研究所法附則第五条第三項の規定による評価に
- (国有財産の無償使用)欄に掲げる財産のうち、同表の下欄に掲げる大臣が財務大臣に協議して指定するものとする。欄に掲げる財産のうち、同表の下欄に掲げる規定により追加して出資する政令で定める財産は、同表の中
- 掲げる部局又は機関とする。
  現四十二条 別表第五の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める部局又は機関は、同表の下欄に
- る国有財産とする。

  政法人の成立の際現に専ら当該規定に規定する部局又は機関に使用されている同表の下欄に掲げ、政法人の成立の際現に専ら当該規定に規定する政令で定める国有財産は、同表の中欄に掲げる独立行
- 該独立行政法人に対し、無償で使用させることができる。に掲げる独立行政法人の長となるべき者が当該独立行政法人の成立前に申請したときに限り、当る前項の国有財産については、通則法第十四条第一項の規定により指名を受けた別表第六の中欄

(健康保険法等の適用に関する経過措置)

第四十三条 別表第七の上欄に掲げる独立行政法人の成立前に健康保険法(大正十一年法律第七十 政法人に対しされた許可、承認、登録、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。 及び義務に係るものは、当該独立行政法人の成立後は、それぞれの法律の規定により当該独立行 他の行為であって、同表の下欄に掲げる規定により当該独立行政法人が承継することとなる権利 掲げる部局又は機関について国に対しされた許可、承認、登録、指定その他の処分又は通知その 禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)の規定により同表の中欄に 十号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)又は化学兵器の 六十七号)、調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)、電気事業法(昭和三十九年法律第百七 百六十六号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百 法律第十四号)、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第 号)、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年 五号)、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)、火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九 号)、化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)、医療法(昭和二十三年法律第二百 独立行政法人国立科学博物館法

法、電波法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、麻薬及び向精神薬取締法、核原料物質、核燃料物2.別表第七の上欄に掲げる独立行政法人の成立前に健康保険法、化製場等に関する法律、医療する。

独立行政法人がした届出その他の行為とみなす。 独立行政法人がした届出その他の行為とみなす。 独立行政法人がした届出その他の行為であって、同表の下欄に掲げる規定により当該独立行政法人が承継することとな出その他の行為であって、同表の下欄に掲げる規定により当該独立行政法人が承継することとなばの規制等に関する法律の規定により同表の中欄に掲げる部局又は機関について国がしている届理師法、電気事業法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律又は化学兵器の禁止及び特定物理師法、電気事業法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律又は化学兵器の禁止及び特定物理が法、電気事業法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律又は化学兵器の禁止及び特定物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、調質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、調

(港湾法等の適用に関する経過措置)

## 村訓

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

## 別表第一(第三十四条関係)

当 | 号)附則第二条 | 独立行政法人通信総合研究所法(平成十一年法律第百六十四財務省の醸造研究所 | 加リ第二条 |

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法文部科学省の国立オリンピック記念青百六十五号)附則第二条 如立行政法人国立特殊教育総合研究所法(平成十一年法律第文部科学省の国立特殊教育総合研究所

| 一三号)附則第二条 | 無機材質研究所| | 無機材質研究所| 独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百七|文部科学省の金属材料技術研究所及び| 号)附則第二条 |

(平成十一年法律第百七十二

||文部科学省の国立科学博物館

																				_													_	3	
十四号)附則第二条	蚕糸・昆虫農業技術研究所	農業生物資源研究所及び	業試験場	與	付則約二条	去人農業支析研究幾冓去(平戊十一手去聿第写九十農床水産省の農業研究センター、野	初則第二条	九十号)附則第二条 ター	独立行政法人さけ・ます資源管理センター法(平成十一年法農林水産省のさけ・ます資源管理セン	木育種センター法(平成十一年法律第百八十農林水産省の林木育種センター	号)附則第二条	附則第二条		対川等 (一)。		独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第百八十農林水産省の家畜改良センター	四号)附則第二条	ては、金百を見たシューは、左右・三にはちず、一歩かくを行り食行を見たシュート十三号) 除具第二条	技術センター法(平成十一年法律農林水産省の農林水産消費技術セン		学総合研究所法(平成十一年法律第百八厚生労働省の産業医学総合研究所		全研究所法(平成十一年法律第百八十一厚生労働省の産業安全研究所	号) 附則第二条	立健康・栄養研究所法(平成十一年法律第百厚生労働省の国立健康・栄養研究所	第二条	:人文化財研究所法(平成十一年法律第百七十九文部科学省の国立文化財研究所		立行政法人国立博物館法(平成十一年法律第百七十八号)文部科学省の国立博物館	附則第二条	女长人园左套房官长(区发上一手去巷客写17上17号)女邓孙整督つ园左丘弋套房官、园左写一号) 附具第二多	学総合研究所法(平成十一年法律第百文部科学省の放射線医学総合研究所	号) 附則第二条	<ul><li>法人航空宇宙技術研究所法(平成十一年法律第百七文部科学省の航空宇宙技術研究所 門具の記述</li></ul>	四号)州則第二条   四号)州則第二条   四号)州則第二条   四号)州則第二条   四十四号)州則第二条   四十四号)州則第二条   四十四号)州則第二条   四十四号)州則第二条   四十四号)州則第二条   四十四号)州則第二条   四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四
附則第二条		独立行政法人海員学校法(平成十一年法律第二百十四号)附国土交通省の海員学校		独立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第二百十三号) 国土交通省の航海訓練所		政法人海技大学校法(平成十一年法律第二百十二号)	独立行政法人北海道開発土木研究所法附則第二条 国土交通省の開発土木研究所長)所貝第二3	計) け川等 いか かっぱん でき かっぱん 一年法律第二百十国土交通省の電子航法研究所 独立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十国土交通省の電子航法研究所	のを除く。)	人港湾空港技術研究所法(平成十一年法律第二百	八号)附則第二条	社号)附則第二条 (平原十一年) 治律第二王国ニろ近年のろ近第三年第五名庁	丁女去しど利安を景意开宅庁去(区戈ト	東第二条 	法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六号)附国土交通省の建築研究所(その内部	交通大臣が定めるものを除く。)	即第二条 織及びその支所の内部組織のうち国土を立行政治人士才研究所は、平成十一年治律第二百五年、附国士交通律の土才研究所(その内音組)	女民人二、汗呂子民(左文一)三 宗書等 二百元子) 计国二层通信) 二、天呂子(二) 可以,所具第二条	対川第1		独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百経済産業省の計量教習所及び産業技術	定めるものを除く。)	号)附則第二条	独立行政法人工業所有権総合情報館法(平成十一年法律第二経済産業省の工業所有権総合情報館		二条	行政法人経済産業研究所法(平成十一年法律第二百号)	号)附則第二条	独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第百農林水産省の水産研究所、養殖研究所	号)附則第二条		東第〒11十二号) 対則第二条	則第二条	-1/-	号)付則第二条独立行政法人農業工学研究所法(平成十一年法律第百九十五農林水産省の農業工学研究所

4																																									
条第一項	独立行政法人文化財研究所法附則	条第一項。其中的經濟學與	由立行政去人国立専勿館去付則第二		第一項	立行政法人国立美術館法附則第	第五条第一項	射線医学総合研究	法附則第五条第一項	独立行政法人航空宇宙技術研究所	則第五条第一項	独立行政法人防災科学技術研究所	注 所則第 五条第一 項	政法人物質・材料研究機構	則第五条第一項	独立行政法人国立科学博物館法附	附則第七条第一項	独立行政法人国立少年自然の家法	第七条第一項	独立行政法人国立青年の家法附則	項	独立行政法人国立女性教育会館法文部科学省の	条第一項	念青少年総合センター法附則第五。	独立行政法人国立オリンピック記	附則第五条第一項	-一年法律第百六十六号)	試センター法	附則第五条第一項	人国立特殊教育総合研	条第一項	法人酒類総合研究所法附		独立行政法人消防研究所法附則第	則第五条第一項	人通信総合研究所法附	_	表一	別表第二(第三十五条、第三十六条関係		号)附則第二条
	文部科学省の国立文化財文	C 国 工 十 件	学省の国	国立国際美術館	西羊美術館及大	の国立近代美文	総合研究所 大	省の放射線医学		文部科学省の航空宇宙技文		文部科学省の防災科学技文	究所 2 2 無機材質研入	文部科学省の金属材料技文	物館	文部科学省の国立科学博文		文部科学省の国立少年自文	家	文部科学省の国立青年の文		文部科学省の国立女性教文	ンター	ピック記念青少年総合セ大	文部科学省の国立オリン 文			の大学入試セ	121	文部科学省の国立特殊教文		財務省の醸造研究所 財		則第総務省の消防研究所   総		総務省の通信総合研究所総	三		条関係)		(平成十一年沒得第二百十六
究所	科 学独立行政法人文化財研	館第三名四名	部科 学独立厅政去人国立専物	1	至館	部科学独立行政法人国立美術	学総合	人放射線医	(臣   技術研究所	人航空宇宙	大臣 技術研究所 二	科学独立行政法人防災科学	大臣 彩研究機構	科学独立行政法人物質・材	博物館	文部科学独立行政法人国立科学同		人国立少年	大臣の家	文部科学独立行政法人国立青年日		部科学独立行政法人国立女性	合センター	大臣 ンピック記念青少年総一	科学独立行政法人国立オリ		センター	科学独立行政法人大学入試	臣教育総合研究所	部科学独立行政法人国立特殊	研究所	務大臣		総務大臣 独立行政法人消防研究日	研究所	政法人通信総合				⟨°°	織のうち環境大臣が定める。環境省の国土環境研究所へそ
項	同条第	項。	司条第		項	第	二項	同条第	二項	同条第	二項	同条第	項	第	項	条 第	二項	同条第	二項	同条第	二項	同条第		-総二項	同条第	31	二項	同条第	項	第	項	条 第	二項	同条第	二項	同条第	五.		1		のを音除れ
則第五条第一項	独立行政法人産業技術総合研究所	); [] E 45		攻法	条第一	人森林総合研究所法附	センター法附則第五条第一項	独立行政法人国際農林水産業研究	則第五条第一項	独立行政法人食品総合研究所法附	則第五条第一項	独立行政法人農業工学研究所法附	法附則第五条第一項独立行政法人農業環境技術研究所		法附則第五条第一項	独立行政法人農業生物資源研究所					五条第一	独立行政法人農業技術研究機構法	項	大学校法附則等	—法附則第五条第一項	・ます資源管理	五条第一項	法	項	政	項	法	第五条第一項	独立行政法人肥飼料検査所法附則	附則第五条第一項	独立行政法人家畜改良センター法	附則第五条第一項	独立行政法人種苗管理センター法	一法附則第	政法人農林	法附則第五条第一項
及び産業技術総合研究所	経済産業省の計量教習所	工学研究所	褎値 研究	水産省の	究	農林水産省の	産業研究セン	元農林水産省の国際農林水農林・	究所	農林水産省の	究所 大臣	農林水産省の	術研究所   大臣   大臣   大臣   大臣   大臣   大臣   大臣   大	農業技術研究	源研究所及び蚕糸・昆虫大		場	験場が	験場、草地試験場、家畜	場、果樹試験場、畜産試	<ul><li>茶業試験</li></ul>	農林水産省の農業研究セ		農林水産省の水産大	資源管理センター 大臣	農林水産省のさけ・	ンター	農林水産省の	校大臣	農林水産省の		水産省の農薬検		農林水産省の	ンター	農林水産省の家畜改良セ  農林-	ンター	農林水産省の種苗管理セ	Î	農林水産省の農林水産消	合研究所 含黄色学系
大臣	経済産業	E	7	水	至.	水		水産		バ		水	大臣林水産	:	臣	林水産					大臣	農林水産		水産		水		水産		水		水		水産		水		農林水産	大臣	農林水産	大臣生
総合研究所	独立行	3	ンター	産独立行攻法人水産総合司	研究所	産独立行政法人森林総合同	水産業研究センター		研究所	産独立行政法人食品総合同	研究所	独立行政法人農業工学同	技術研究所 二二二班立行政法人農業環境同		資源研究所	独立行					研究機構	独立行政法人農業技術同	校	独立行政法人水産大学同	す資源管理センター	独立行政法人さけ・ま同	センター	独立行政法人林木育種同		産独立行政法人農業者大同	所	行政法人農薬検査		独立行政法人肥飼料検同	センター	産独立行政法人家畜改良同	センター	産独立行政法人種苗管理同	消費技術センター	独立行政法人農林水産同	総合研究所二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
項	川条 第	I	頁	中 条 第	項	条第	項	P 条 第	項	P 条 第	項	条第	P 項 条 	:	二項	P 条 第					二項	P 条 第	項	P 条 第	項	P 条 第	項	条第	項	条第	項	条第	二項	PI 条第	項	P 条 第	項	P 条 第	項	P 条 第	項第

省令	省	臣	則第五条第三項			. 内閣府の沖縄.	局並びにお		
<u>医独立行政法人農林水産消農 林 水 産</u>	農林水产	農林水産	人農林水産消費技術センター法	経済産	国経済産業局及び	済産業局、	局、中国		j
合研究所        省令	省		三項	経済産	中部経済産業局、近畿	済産業局	東	合情報館法附則第五条所有権	総
独立行政法人産業医学総	厚生労働	厚生労働	行政法人産業医学総合研究所法附則第	<b>旦経済産業</b>	総合情報館、北	TΙ	人工業経済産業	立行政法人工業所有権独立行	独
究所 省令	省)	至 :				j	j	所法附則第七条	究
独立行政法人産業安全研 <b>享</b>	享生労働	享生労働	行政法人産業安全研究所法州則第五条		研究所	の経済産業	法人経済経済産業省	立行政法人経済産業研仲	独
听 首令	首	÷						- 1	表
独立行政法人文化財研究文	文部科学	文部科学	行政法人文化財研究所法附則第五条第	項	究所		究所	第五条第一項	第
省令	省		条第二項		行版	研環境大臣	型環境省の国立環境研	立行政法人国立環境研究所法附則	独
科学独立行政法人国立博物館文 部 科 学	文部	文部科学	人国立博物館法附則第五条第三	項	港技術研究所	大臣	術研究所	則第五条第一項	附
省令			条第一		独立行政法人港湾空	技国土交通	佐 国土交通省の港湾	五行政法人港湾空港技術研究所法	独
即科学独立行政法人国立美術館文 部 科 学	学文部科学	科	人国立美術館法附則第五条第三	項		大臣	究所		条
総合研究所 省令	省		第五条第三項	同条第二	独立行政法人建築研	研国土交通	4 国土交通省の建築研	独立行政法人建築研究所法附則第五	独
八放射線医学	学文部科学	科	人放射線医学総合研究所法附則	項	究所	大臣	究所	条第一項	条
省		大臣	五条第三項		独立行政法人土木研	研国土交通	4 国土交通省の土木	独立行政法人土木研究所法附則第五	独
上独立行政法人航空宇宙技文 部 科 学	文部科学	文部科学	人航空宇宙技術研究所法附則第	項	全研究所	大臣	全研究所	条	第
術研究所 省令				同条第二	独立行政法人産業安同	安厚生労働	即厚生労働省の産業安	独立行政法人産業安全研究所法附則	独
独立行政法人防災科学技文	部科学	部 科	独立行政法人防災科学技術研究所法附則第	五	四	111	11		_
研究機構 省令	省	大臣	五条第三項及び第六条第二項					表三	表
独立行政法人物質・材料文 部 科 学	文部科学	Ψ.	則第	臣		栄養	栄養研究所	法附則第五条	法
省令			第三項及び第六条第二項	厚生労働大	省の国立健康・	[立健康・ 厚生	政法人国	行政法人国立健康・栄養研究	独
独立行政法人国立科学博文 部 科 学	学文部科学	科	独立行政法人国立科学博物館法附則第五条	臣		究所		第一項	第
省令			第三項及び第六条第二項    大臣	文部科学大	科学省の国立国語研	立国語研文部	立行政法人国	行政法人国立国語研究所法附	独
独立行政法人国立国語研文 部 科 学	文部科学	文部科学	独立行政法人国立国語研究所法附則第五条 文 部			13.			<u> </u>
然の家省令						_		311	表
,独立行政法人国立少年自文 部 科 学	文部科学	文部科学	独立行政法人国立少年自然の家法附則第七	二項	校	大臣		条第一項	五.
省令				学同条第	通独立行政法人航空大学同	国土交	則第国土交通省の航空大学校	立行政法人航空大学校法附	独
- 独立行政法人国立青年の文 部 科 学	文部科学	文部科学	5年の家法附則第七条第	二項		大臣		条第一項	条
		大臣		校同条第	通独立行政法人海員学校	国土交	国土交通省の海員学校	独立行政法人海員学校法附則第五	独
独立行政法人国立女性教文 部 科 学	学文部科学	科	会館法附則第五	二項	所	大臣		1条第一項	五.
ンター			条第二項	練同条第	通独立行政法人航海訓	練所国土交	国土交通省の航海訓	独立行政法人航海訓練所法附則第	独
ピック記念青少年総合セ省令		大臣	総合センター法附則第五条第三項及び第六	二項	校	大臣		条第一項	五.
独立行政法人国立オリン文 部 科 学	文部科学	文部科学	独立行政法人国立オリンピック記念青少年	学同条第	通独立行政法人海技大学同	国土交	第  国土交通省の海技大学校	立行政法人海技大学校法附則	独
ンター		大臣				大臣			
独立行政法人大学入試セ文 部 科 学	文部科学	文部科学	独立行政法人大学入試センター法附則第五		<u>産</u>				
省令		大臣	則第五条第三項	二項	び発土木研究所	臣及	究所	法附則第五条第一項	所
	文部科	文部科学	人国立特殊教育総合研究所法附	開同条第	独立行政	研国土交	国土交通省の開発土木	立行政法人北海道開発土木研究	独
				二項	研究所	大臣	究所	第五条第一項	則
独立行政法人酒類総合研財務省令	財務省	財務大臣	独立行政法人酒類総合研究所法附則第五条 財務大臣	法同 条 第	通独立行政法人電子航法同	法研国土交	国土交通省の電子航	立行政法人電子航法研究所法附	独
			項及び第六条第二項	二項	安全研究所	大臣	究所	附則第五条第一項	法
独立行政法人消防研究所総務省令	総務省	総務大臣	独立行政法人消防研究所法附則第五条第三 総務大臣	術同 条 第	通独立行政法人海上技術	研国土交	国土交通省の船舶技術	立行政法人海上技術安全研究所	独
			及び第六条第二項	=	環境研究所	大臣		附則第五条第一項	法
独立行政法人通信総合研総務省令	総務省	総務大臣	独立行政法人通信総合研究所法附則第五条総務大臣	同	政	公国土交	国土交通省の交通安全	行政法人交通安全環境研究所	独
五	Ξ	=		項	盤機構		ター	法附則第五条第一項	構
			別表第三(第三十七条—第三十九条関係)	価同 条 第	業独立行政法人製品評	製品評価技経済産	業省の	立行政法人製品評価技術基盤機経済産	独
									-

則第六条第一項   いて建設中の建物及びその建物に附属する工作物   学大臣			
立行政法人国立博物館法 施強立行政法人国立博物館に使用させるため、その成立時にお	省令	省 境研究所	五条第三項及び第六条第二項   大臣
	. 王	土交通独立行	立行政法人交通安全環境研究所法除則第15 土 交 通
	1 4		
<ul><li>丁女去人国立美術官去付虫立丁女去人国立美術官ご吏用させるこう、その戊立寺この文 ボージャン (1)</li></ul>		]	IST ASSEMBLY AND THE 大国
附則第六条第一項   立時において建設中の建物及びその建物に附属する	究所国 土 交 通	国土交通独立行政法人建築研	独立行政法人建築研究所法附則第五条第三国 土 交 通
独立行政法人防災科学技術研独立行政法人防災科学技術研究所に使用させるため、その成文 部 科	省令	省	項 大臣 大臣
一項 立時において建設中の建物及びその建物に附属する	究所国土交通	国土交通独立行政法人土木研	独立行政法人土木研究所法附則第五条第三国 土 交 通
行政法人物質・材料研究独立行政法人物質・材料研究機構に使用させるため、その成文	省令	術基盤機構	三項及び第六条第二項    大臣
則第六条第一項 において建設中の建物及びその建物に附属する工作物 学大品	<u>-</u> 価技経済産業	経済産業独立行政法人製品評	盤機構法附則経 済 産 業
	省令	合研究所	第三項及び第六条第二項    大臣
一年 は、 一日 は、 一日 は、 日日 は、 日 は、 日日 は、	<b></b> 徐 経	立行	· ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;
	省合	<b>以</b> 険	大臣
打剪法 医医立	本貿易保経 済 産 業	、	·
「CCC	省令	究センター	項及び第六条第二項 大臣 大臣
	合研農林水産	農林水産独立行政法人水産総	人水産総合研究センター法附則農 林 水 産
則第八条第一項 おいて建設中の建物及びその建物に附属する工作物 学大町	省令	究所	大臣
行政法人国立青年の家法独立行政法人国立青年の家に使用させるため、その成立時に文	合研農林水産	農林水産独立行政法人森林総	行政法人森林総合研究所法附則第五条農 林 水 産
	省令	省 産業研究センター	大
政法人国立女性教育会 独立行政法人国立女性教育会館に使用させるため、その成立	成林水農 林 水 産	農林水産独立行政法人国際農	行政法人国際農林水産業研究センター農 林 水 産
条第一項	省令	省究所	第三項              大臣
念青少年総合セ	合研農林水産	農林水産独立行政法人食品総合研	政法人食品総合研究所法附則第五条農 林 水 産
行政法人国立オリンピッ独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに使文	省令		大臣
第一項 いて建設中の建物及びその建物に附属する工作物 臣	一学研農林水産	農林水産独立行政法人農業工	行政法人農業工学研究所法附則第五条農 林 水 産
行政法人消防研究所法附独立行政法人消防研究所に使用させるため、その成立時にお		術研究所	三項
即第六条第一項 において建設中の建物及びその建物に附属する工作物 臣	業環境技農林水産	立行政法人農	立行政法人農業環境技術研究所法附則第農 林 水 産
行政法人通信総合研究所独立行政法人通信総合研究所に使用させるため、その成立時	省令	省源研究所	五条第三項          大臣
四(第四十一条関係)	物資農林水産	農林水産独立行政法人農業生	立行政法人農業生物資源研究所法附則第農 林 水 産
第三項及び第六条第二項   究所   究所	省令	名 究機構	大臣
法人国立環	術研農林水産	農林水産独立行政法人農業技	法人農業技術研究機構法附則第五農 林 水 産
大臣	省令		大臣
一交 通国土交通独立行政法人航空大学校	校	農林水産独立行政法人水産大学	林水産
省	省令	理センタ	第五条第三項     大臣
一交 通国土交通独立行政法人海員学校	ます農林水産	農林水産独立行政法人さけ・	政法人さけ・ます資源管理センター 農 林 水 産
大臣 省 省	省	ンター	三項 大臣
独立行政法人航海訓練所法附則第五条第三国 土 交 通国土交通独立行政法人航海訓練所国 土 交 通	種セ	農林水産独立行政法人林木育	行政法人林木育種センター法附則第五農 林 水 産
大臣   省   省令	省令		大臣
独立行政法人海技大学校法附則第五条第三国 土 交 通国土交通独立行政法人海技大学校国 土 交 通	業者大学農林水産	農林水産独立行政法人農業者	独立行政法人農業者大学校法附則第五条第農 林 水 産
第二項			大臣
交通	査所 農	農林水産独立行政法人農薬検	独立行政法人農薬検査所法附則第五条第三農 林 水 産
 大臣   省   完所	省令	省	
人電子航法研究所法附則第五条国 土 交 通国土交通独立行政法人電子航法研	検査農	農林水産独立行政法人肥飼料	法人肥飼料検査所法附則第五条第農 林 水 産
第三項 <u>大臣</u> 省 術研究所 省令	省	ンター	三項 大臣
人港湾空港	良セ農	農林水産独立行政法人家畜改	法人家畜改良センター法附則第五農 林 水 産
第三項及び第六条第二項 大臣 省 全研究所 省令	省令	ンター	第三項 大臣
独立行政法人海上技術安全研究所法附則第国 土 交 通国土交通独立行政法人海上技術安国 土 交 通	理セ農林水産	農林水産  独立行政法人種苗管	独立行政法人種苗管理センター法附則第五農 林 水 産

	ター   ター   ター   ター   ター   ター   ター   ター		センター   Wang Ang Ang Ang Ang Ang Ang Ang Ang Ang A	行政法人農林水産消費技術庁舎等	・栄養研究所法附則独立行政法人国立健康・栄養研庁舎等 加立行政法人国立青	人文化財研究所法附則第六条  独立行政法人文化財研究所   庁舎等	館法附則第七条 独立行政法人国立美術館 庁舎等 独立行政法人国立女		お。)   お、	こけ属しら二年のと6世総合研究所 定着する物及びその建 総合研究所 及び工作物(その土地)独立行政法人国立特		人力には、おりなどは十月15日では、大切には、大切には、大切には、おりなどがよりには、大切には、大切には、大切には、大切には、大切には、大切には、大切には、大切	マンス「京計川等にはて近くない。」では、「大きない」である。以下同じ。)	厅舎等をい 放立行政法人通言	独立行政法人国立環	する特別措 独立行政法人海員学	※≦ 1月 ○ 戸月号   独立行政法人航海訓等(国の庁舎等の使   独立行政法人航海訓	第七条	独立行政法人北海道	技術総合研究所 独立行政法人電子航	中部経済産業局及び近畿経済産業局	· S · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	人工業所有権総合情報館法経済産業省の工業所有権総合情報館及び中国経済産業局	独立行政法人土木研	法附則第六条第一項     において建設中の建物及びその建物に附属する工作物   臣    第七条  独立行政法人国立環境研究所独立行政法人国立環境研究所に使用させるため、その成立時環 境 大  独立行政法人製品評価	則第六条第一項 成立時において建設中の建物及び工作物 通大臣	土木独立行政法人北海道開発土木研究所に使用させるため、その  国 土 交   七条  5世において愛話にの愛物ができる愛報に阿原できる作物に対する  独立名画法人商業技	頁(「左寺こはゝて書殳中り書勿女がそり書勿こ付属ける口乍勿(重大豆)	第六条第一項 立時において建設中の建物及びその建物に附属する工作物 通大臣 第六条	〒)女去人交通安全環竟开虫立亍女去人交通安全環竟研究所こ吏用させるとり、その戊国 土 交│    セケー女去人工餐所写	技術基独立行政法人製品評価技術基盤機構に使用させるため、その経 済 産 第七条		究所法附則第六条第一項── 立時において建設中の建物及びその建物に附属する工作物  業大臣  独立行政法人水産総合犯立行政法人産業お徐総合研犯立行政法人産業技徐総合研究所に使用させるため  その成治 済 産  短附則第六条
--	---------------------------------------	--	---	-----------------	--------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	--	----------	--	--	--	--------------------------------------	----------------	-----------	-----------------	--	-----	-----------	-------------------	------------------	---	---------------------------------------	-----------	--	--------------------------------	--	------------------------------------	---	---	---	--	---

8																																								
機構独立行政法人農業技術研究	独立行政法人水産大学校	センター	独立行政法人さけ・ます資		独立行政法人林木育種セン		独立行政法人農業者大学校		独立行政法人農薬検査所		独立行政法人肥飼料検査所		独立行政法人家畜改良セン		政法人種苗管理セン	ンター	独立行政法人農林水産消費	研究所	政法人産業医学総合	所	独立行政法人産業安全研究	所	独立行政法人国立健康・栄		独立行政法人文化財研究所	名 専治 ノ国 三世 牧	虫立亍汝去人国立尃勿涫			政法人国立美術館	听	<b>攻去人汝村泉医学</b> 総	研究所 多式行政法人册名与甘书徒	てまたに 事を行	班 3 5 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		独立行政法人物質・材料研	[E] 3 君 生 生	<b>亍汝去人国도斗学専勿</b>	班立行政法人国立国語研究
一、野菜・茶業試験場、果樹   農林水産省の農業研究センタ	農林水産省の水産大学校	管理センター	農林水産省のさけ・ます資源		農林水産省の林木育種センタ		農林水産省の農業者大学校		農林水産省の農薬検査所		農林水産省の肥飼料検査所		農林水産省の家畜改良センタ		林水	ンター	(農林水産省の農林水産消費技	究所	厚生労働省の産業医学総合研		厚生労働省の産業安全研究所	研究所	厚生労働省の国立健康・栄養	所	文部科学省の国立文化財研究	0 国 工 性 年	文部斗学省の国立専勿官	食 ア て E S	哲羊美術	文部科学省の国立近代美術館、	研究所生名の対象系	文部斗学省の改対泉医学総合	発所の新名字はお徘徊	で野性を介った 三三子を行	と 介	及び無機材質研究	文部科学省の金	C	斗学旨り国도斗学専	文部科学省の国立国語研究所
g五条第一項 /独立行政法人農業技術研究機構法附則第	一項独立行政法人水産大学校法附則第五条第	—法附則第五条第一項	独立行政	五条第一項	_	項	独立行政法人農業者大学校法附則第五条	項	独立行政法人農薬検査所法附則第五条第		政	五条第一項	独立行政	一項	独立行政法人種苗	条第一項	13独立行政法人農林水産消費技術センター	第五条第一項	5 独立行政法人産業医学総合研究所法附則	条第一項	(独立行政法人産業安全研究所法附則第五	則第五条	<ul><li>強立行政法人国立健康・栄養研究所法附</li></ul>	第一項	九独立行政法人文化財研究所法附則第五条	政治 ノ目 五世 牧食 治 附具 参言	虫立亍玫去人国立専勿馆去付則第丘条第	-	一頁	独立行政法人	則第五条第一項	虫立于 安去	第五条第一頁	第五条第一项 一种医疗医疗医疗医疗	911天9一独立行政法	条第一項	独立行	条第一項	<b>虫</b> 左亍汝去人国左斗学 專勿官去什	条第一項    独立行政法人国立国語研究所法附則第五
	独立行政法人海技大学校木研究所	政法人北		政法人電子航		政法人港湾空港技術	研究所	独立行政法人海上技術安全国土	研究所	独立行政法人交通安全環境国土		独立行政法人建築研究所		政法人土木研究所		政法人製品評価技術	研究所	政法人産業技術総合		独立行政法人日本貿易保険	館	政法人工業所有権		立行政法人経済産業研究	l	立行政法人水産総合研究	I Y	攻法人森	センター	独立行政法人国際農林水産	j i	他立行政法人食品総合研究 <b>農</b> 林	所 经不再治人 農業工学研究	女長人髪巻二名所	空斤 医人人 电光程 电线线 医分子 医多子 人名英格兰 人名英克姆 电电池 医电池 医电池 医电池 医电池 医电池 医电池 医电池 医电池 医电池			政法人農業生物資源		
	国土交通省の海技大学校	海道開発土国土交通省の開発土木研究所		法研究国土交通省の電子航法研究所		国土交通省の港湾技術研究所		交通省の船舶技術研究所	究所	交通省の交通安全公害研		国土交通省の建築研究所		国土交通省の土木研究所		術セ		産業省の計量教習所及び	貿易保険課	の貿易経済協力局	情報館	産業省の工業所有権総合		産業省の経済産業研究所	究所及び水産工学研究所	究農林水産省の水産研究所、養	2. 从2. (多为第二者名言	森林総合研	 	国際農林水	7 7 7 7 7 8 1	水産省の食品総合研究所		と音)髪巻二名肝記斤	光所 一般 一般 単元 で 一般		び蚕糸・	農	<b>)</b>	験場、家畜衛生試験場及び農試験場、畜産試験場、草地試
一項	独立行政法人海技大学校法附則第五条第則第五条第一項	独立行政法人北海道開発土木研究所法附	一項	独立行政法人電子航法研究所法附則第五	条第一項	独立行政法人港湾空港技術研究所法附則	条第一項	独立行政法人海上技術安全研究所法附則	第五条第一項	独立行政法人交通安全環境研究所法附則		独立行政法人建築研究所法附則第五条第		独立行政法人土木研究所法附則第五条第		独立行政法人製品評価技術基盤機構法附	第五条第一項	独立行政法人産業技術総合研究所法附則		貿易保険法一部改正法附則第七条第一項	則第五条	独立行政法人工業所有権総合情報館法附		独立行政法人経済産業研究所法附則第七		登独立行政法人水産総合研究センター法附	() 有 () 不 () 是	独立行政法人森林総合研究所法附則第五	1	独立行政法人国際農林水産業研究センタ		独立行政法人食品総合研究所法附則第五	条第一項 多三年一項 多三年一項 多三年一項 多三年一項 多三年一 第三年一 第三年一 第三年一 第三年一 第三年一 第三年一 第三年一 第	厅女长 人是美工女 开记厅长时 川芎多角 一巧	~ 行		昆虫農業技術第五条第一項	独立行政法人農業生物資源研究所法附則		

所独立行政法人国立環境研究環境省の国立環境研究所	独立行政法人航空大学校	独立行政法人海員学校	独立行政法人航海訓練所
	国土交通省の航空大学校	国土交通省の海員学校	国土交通省の航海訓練所
条第一項独立行政法人国立環境研究所法附則第五	一項独立行政法人航空大学校法附則第五条第	項如立行政法人海員学校法附則第五条第一	一項独立行政法人航海訓練所法附則第五条第